

市民税・都民税申告書の書き方

※令和6年1月1日から令和6年12月31日まで
の収入状況について記入してください。

申告書の提出は 令和7年3月17日(月)まで

郵送でスムーズに市民税・都民税申告をしませんか？



2月・3月の申告時期は、窓口が大変混雑し、申告にあたって長時間お待たせしてしまう可能性があります。郵送であれば、お待ちいただくこともなく、スムーズに申告していただくことができます。

当市でよくある2つのケースについて見本を提示いたしますので、この機会にぜひ郵送での申告をご利用ください。

よくあるケース①：収入が公的年金（国民年金、厚生年金など）のみの方

公的年金等 収入 **2,000,000**

自身が1年間で得た公的年金の総額を記入してください。また、必ず令和6年分の公的年金の源泉徴収票を添付してください。（写しでも可）
※年金額改訂通知ではありません。

本人該当欄	障害者控除	障害者手帳(身体・精神) 2級/愛の手帳 度 / □障害者認定書添付 □成年被後見人 □その他()
	寡婦・ひとり親控除	配偶者と(□死別した □離婚した □生死不明) □ひとり親控除
	勤労学生控除	学校名: 第 学年に在籍
扶養していた配偶者・親族について記入してください。		
配偶者	氏名	続柄
	清瀬 梅子	妻・夫(妻へ)
	生年月日	明・大・昭 22・1・1
	障害の程度	障害者手帳(身体・精神) 級 愛の手帳 度 / □障害者認定書添付 □成年被後見人 □その他()
配偶者の収入	(給与・年金)	円 配偶者合計所得 円
配偶者以外	氏名	続柄
		同居別居(妻へ) 明・大・昭 平・令
	生年月日	・ ・
	障害の程度	障害者手帳(身体・精神) 級 愛の手帳 度 / □障害者認定書添付 □成年被後見人 □その他()
	氏名	続柄
		同居別居(妻へ) 明・大・昭 平・令
	生年月日	・ ・
	障害の程度	障害者手帳(身体・精神) 級 愛の手帳 度 / □障害者認定書添付 □成年被後見人 □その他()
	氏名	続柄
		同居別居(妻へ) 明・大・昭 平・令
	生年月日	・ ・
	障害の程度	障害者手帳(身体・精神) 級 愛の手帳 度 / □障害者認定書添付 □成年被後見人 □その他()

控除（税の軽減を行う項目）ですので、必ずご確認ください、該当がある場合は、漏れなく記載してください（源泉徴収票に記載があっても、申告書に記載がないと控除対象とならない場合があります）。

また、扶養している親族等についても、個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。

※左記は、本人が障害者（身体2級）で配偶者を扶養している場合の記載例。

※太枠以外の収入・控除については、源泉徴収票、各控除証明書、医療費控除の明細書等が添付されていれば、金額を市職員が補筆するため、記入は不要です。ただし、年金からの天引き以外で納付した社会保険料がある場合は必ず記入してください。

よくあるケース②：無収入または非課税所得（障害年金、遺族年金など）のみの方

所得合計 ⑩ **0**

令和6年中に収入がなかった場合や、収入が障害年金もしくは遺族年金のみの方はこちらに数字の0を記入し、裏面下部⑪に1年間の生活状況を記載してください。

本人該当欄	障害者控除	障害者手帳(身体・精神) 級/愛の手帳 度 / □障害者認定書添付 □成年被後見人 □その他()
	寡婦・ひとり親控除	配偶者と(☑死別した □離婚した □生死不明) □ひとり親控除
	勤労学生控除	学校名: 第 学年に在籍
扶養していた配偶者・親族について記入してください。		
配偶者	氏名	続柄
		妻・夫 同居別居(妻へ) 明・大・昭 平・令
	生年月日	・ ・
	障害の程度	障害者手帳(身体・精神) 級 愛の手帳 度 / □障害者認定書添付 □成年被後見人 □その他()
配偶者の収入	(給与・年金)	円 配偶者合計所得 円
配偶者以外	氏名	続柄
	清瀬 松郎	弟(妻へ)
	生年月日	明・大・昭 30・4・4
	障害の程度	障害者手帳(身体・精神) 1級 愛の手帳 度 / □障害者認定書添付 □成年被後見人 □その他()
	氏名	続柄
		同居別居(妻へ) 明・大・昭 平・令
	生年月日	・ ・
	障害の程度	障害者手帳(身体・精神) 級 愛の手帳 度 / □障害者認定書添付 □成年被後見人 □その他()
	氏名	続柄
		同居別居(妻へ) 明・大・昭 平・令
	生年月日	・ ・
	障害の程度	障害者手帳(身体・精神) 級 愛の手帳 度 / □障害者認定書添付 □成年被後見人 □その他()

該当がある場合は、漏れなく記載してください。

また、扶養している親族等についても、個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。

※左記は、本人が配偶者と死別し、障害者（身体1級）の弟を扶養している場合の記載例。

所得金額

給与、公的年金等収入以外の収入のある場合は、申告書裏面の収支明細に記入し、表面に転記してください。※各所得の詳細については裏面<令和7年度 市民税・都民税申告の手引き>①所得の計算をお読みください。

所得から差し引かれる金額

※各控除の詳細については裏面<令和7年度 市民税・都民税申告の手引き>②所得控除をお読みください。

<医療費控除>

令和6年中に支払った医療費の金額を記入し、治療を受けた方の氏名、支払額、医療機関、薬局名が記入された「医療費控除の明細書」を作成し、添付してください。（領収書は不可）

<本人該当欄>

本人に当てはまるもの（障害・寡婦・ひとり親・勤労学生）があれば、□にチェックや必要事項を記入してください。

<配偶者・扶養親族記入欄>

扶養親族の氏名、生年月日、個人番号（マイナンバー）、続柄、障害等の情報を記入してください。また別居の場合は申告書裏面⑦も記入してください。

令和7年度 市民税・都民税申告書		資料番号	
現住所	清瀬市中里5-842		
1月1日現在の住所	清瀬市中里5-842		
フリガナ	キヨセ タケオ	個人番号(マイナンバー)	112233445566
氏名	清瀬 竹郎	生年月日	22・1・5
電話番号	042 - 492 - 5111	基本コード	
所得金額(令和6年1/1〜12/31)	① 所得金額		
事業	収入	必要経費(裏面⑥も記入)	専従者控除
営業等	収入	必要経費(裏面⑥も記入)	専従者控除
農業	収入	必要経費(裏面⑥も記入)	専従者控除
不動産	収入	必要経費(裏面⑥も記入)	専従者控除
利子	収入		専従者控除
配当	収入		専従者控除
給与	収入	源泉徴収票等のない方は裏面⑨に記入してください。	収入850万円以上・年金ありで対象となる方所得金額調整控除(円)
雑	収入	源泉徴収票等のない方は裏面⑨に記入してください。	収入850万円以上・年金ありで対象となる方所得金額調整控除(円)
公的年金等	収入	源泉徴収票等のない方は裏面⑨に記入してください。	収入850万円以上・年金ありで対象となる方所得金額調整控除(円)
業務・その他	収入	必要経費	専従者控除
総合譲渡・一時	短期	a 収入金額	b 必要経費
	長期	c 特別控除	d (a-b-c)
	一時		
所得合計	①～⑨の合計		
所得合計	⑩		
医療費控除(特例含む)	支払った医療費等 円 保険金などで補填される金額 円 医療費支払額 (A-B) 円		
※要医療費の明細書添付	A 円 B 円 C 円		
医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を適用(する・しない)			
社会保険料控除	国保・後期高齢者医療保険	国民年金(要証明書添付)	介護保険料
	円	円	円
小規模企業共済等掛金控除	支払った第一種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金との合計額 円		
	旧生命保険料支払額 円 旧個人年金支払額 円		
生命保険料控除(要証明書添付)	円		
	円		
地震保険料控除(要証明書添付)	円		
	円		
地震保険料支払額	円		
旧長期損害保険料支払額	円		
障害者控除	障害者手帳(身体・精神) 級/愛の手帳 度 / □障害者認定書添付 □成年被後見人 □その他()		
寡婦・ひとり親控除	配偶者と(□死別した □離婚した □生死不明) □ひとり親控除		
勤労学生控除	学校名: 第 学年に在籍		
扶養していた配偶者・親族について記入してください。			
氏名	続柄	生年月日	障害の程度
	妻・夫	明・大・昭 平・令	・ ・
個人番号			障害者手帳(身体・精神) 級 愛の手帳 度 / □障害者認定書添付 □成年被後見人 □その他()
配偶者の収入	(給与・年金)	円	配偶者合計所得 円
氏名	続柄	生年月日	障害の程度
	同居別居(妻へ)	明・大・昭 平・令	・ ・
個人番号			障害者手帳(身体・精神) 級 愛の手帳 度 / □障害者認定書添付 □成年被後見人 □その他()
氏名	続柄	生年月日	障害の程度
	同居別居(妻へ)	明・大・昭 平・令	・ ・
個人番号			障害者手帳(身体・精神) 級 愛の手帳 度 / □障害者認定書添付 □成年被後見人 □その他()
氏名	続柄	生年月日	障害の程度
	同居別居(妻へ)	明・大・昭 平・令	・ ・
個人番号			障害者手帳(身体・精神) 級 愛の手帳 度 / □障害者認定書添付 □成年被後見人 □その他()
氏名	続柄	生年月日	障害の程度
	同居別居(妻へ)	明・大・昭 平・令	・ ・
個人番号			障害者手帳(身体・精神) 級 愛の手帳 度 / □障害者認定書添付 □成年被後見人 □その他()

配偶者の収入について、**配偶者所得48万円以下の場合には記入は不要です。**また、収入金額と所得金額の書き間違えにご注意ください。

控除金額
記入不要です
(職員が計算します)

配偶者 ⑭

基礎 ⑮

控除合計 ⑯

郵送先・問い合わせ先	申告に必要なもの
〒204-8511 清瀬市中里5-842 清瀬市 課税課 市民税係	☐ 市民税・都民税申告書
電話：代表 042-492-5111(内線2221~2224) 直通 042-497-2040	☐ 令和6年中の収入が分かるもの（源泉徴収票や支払調書等）
※郵送での提出の際、控え部分の返送を希望される方は、返信用封筒（住所、氏名を明記のうえ、切手を貼ったもの）を同封してください。	☐ 控除を受けるための必要書類（医療費控除の明細書、国民年金・生命保険・地震保険等の控除証明書、学生証、障害者手帳等）
	☐ マイナンバーカード 又は通知カード(マイナンバー記載の住民票でも可)と本人確認書類※ ※運転免許証、住民基本台帳カード、在留カード、パスポート等、顔写真付きの証明書。顔写真付きの証明書がない場合は、健康保険証や年金手帳など2つ以上の書類が必要。

① 所得の計算

■給与収入があった方

申告書には給与収入の金額を記入してください。源泉徴収票がある場合は添付（コピー可）、なければ裏面㊟に内訳を記入してください。

＜給与所得金額の計算方法＞

収入金額(A)	給与所得	収入金額(A)	給与所得
～ 550,999円	0円	1,628,000～1,799,999円	A÷4 (千円未満の 端数切捨) =B(,000円) B×2.4+10万円
551,000～1,618,999円	A－550,000円	1,800,000～3,599,999円	B×2.8－8万円
1,619,000～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000～6,599,999円	B×3.2－44万円
1,620,000～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000～8,499,999円	A×0.9－110万円
1,622,000～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円～	A－195万円
1,624,000～1,627,999円	1,074,000円		

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が適用されます。

- ① 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する
- ・特別障害者に該当する
 - ・年齢23歳未満の扶養親族を有する
 - ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する
- 【控除額】＝（給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)－850万円)×10％
- ② 給与所得および公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が10万円を超える
- 【控除額】＝（給与所得金額(10万円超の場合は10万円)＋公的年金に係る雑所得(10万円超の場合は10万円)）－10万円

■公的年金収入があった方

申告書には公的年金収入の金額を記入してください。源泉徴収票を添付してください。
※遺族年金・障害年金等は雑所得に含まれません。裏面㊟に記入してください。

＜公的年金に係る雑所得の計算方法＞※マイナスになる場合は0円。

年金受給者の年齢	公的年金収入 (A)	所得金額		
		公的年金等所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上 (S35.1.1 以前生)	330万円未満	A－110万円	A－100万円	A－90万円
	330万円～4,099,999円	A×0.75－27万5千円	A×0.75－17万5千円	A×0.75－7万5千円
	410万円～7,699,999円	A×0.85－68万5千円	A×0.85－58万5千円	A×0.85－48万5千円
	770万円～9,999,999円	A×0.95－145万5千円	A×0.95－135万5千円	A×0.95－125万5千円
	1,000万円以上	A－195万5千円	A－185万5千円	A－175万5千円
65歳未満 (S35.1.2 以降生)	130万円未満	A－60万円	A－50万円	A－40万円
	130万円～4,099,999円	A×0.75－27万5千円	A×0.75－17万5千円	A×0.75－7万5千円
	410万円～7,699,999円	A×0.85－68万5千円	A×0.85－58万5千円	A×0.85－48万5千円
	770万円～9,999,999円	A×0.95－145万5千円	A×0.95－135万5千円	A×0.95－125万5千円
	1,000万円以上	A－195万5千円	A－185万5千円	A－175万5千円

■その他雑所得（印税、原稿料、報酬、個人年金など）があった方

支払調書等（コピー可）を必ず添付してください。必要経費（シルバー人材センターの配分金、生命保険の個人年金は除く）はご自身で計算してください。

■事業所得（営業等・農業）、不動産所得があった方

裏面㊟、㊿の収支明細に記入し、合計金額等を表面に転記してください。
（収入金額）－（必要経費）＝所得金額（表面㊟、㊿、㊿に記入）

■配当所得があった方

特定配当等に係る所得以外の所得で税引き前の金額を表面㊿に記入してください。

■一時所得（生命保険金の満期金や懸賞金等）のあった方

収入、経費（その収入を得るために支出した金額）、特別控除（50万円）とその差額を記入し、計算した結果を表面㊿に記入してください。

表1 生命保険料控除の計算 ※所得税とは計算式が異なります。

区分	支払い保険料	控除額
旧生命保険 (一般・個人年金) 平成23年12月31日までに 締結した保険契約等	15,000円以下	支払い保険料の額
	15,001～40,000円まで	支払い保険料×1/2+7,500円
	40,001～70,000円まで	支払い保険料×1/4+17,500円
新生命保険 (一般・個人年金・介護医療) 平成24年1月1日以後に 締結した保険契約等	70,001円以上	35,000円
	12,000円以下	支払い保険料の額
	12,001～32,000円まで	支払い保険料×1/2+6,000円
	32,001～56,000円まで	支払い保険料×1/4+14,000円
	56,001円以上	28,000円

一般の生命保険料、個人年金保険料については、それぞれ「旧制度のみ」「新制度のみ」「旧制度と新制度の両方」のいずれかでの申告を選択することができます。「旧制度と新制度の両方」で申告する場合、それぞれの契約ごとに控除計算し、その合計額（28,000円が上限）が控除額になります。また、全体の控除限度額は70,000円となります。

＜令和7年度 市民税・都民税申告の手引き＞

② 所得控除

雑損控除 本人や生計を一にする親族が災害・盗難等により、資産の損害を受けた場合。 事実を証明する書面（証明書・領収書等）の添付が必要です。 ◆（損失額－補てん額）－所得の合計額×10％ ◆災害関連支出額－5万円
医療費控除 （控除上限200万円） 本人や生計を一にする親族のために支払った医療費がある場合。「医療費控除の明細書」の添付が必要です（領収書は不可）。 ◆（支払医療費－保険等の補てん額）－総所得金額等の5％(10万円を超える場合は10万円)
医療費控除の特例（セルフメディケーション税制） （控除上限88,000円） 健康増進および疾病予防への取り組み※1を行う個人が、本人や生計を一にする親族に係るスイッチOTC医薬品※2を購入した場合。「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要です。 ※1:「人間ドック、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診」を指します。 ※2:厚生労働省が定める、薬局等で購入できる特定の一般用医薬品。領収書に該当となる旨が表示されています。 ◆（医薬品購入額－保険で補てんされる金額）－12,000円
上記の2つ(医療費控除および医療費控除の特例)はどちらかを選択して適用するものです。 後からの変更はできませんのでご注意ください。
社会保険料控除 本人や生計を一にする親族のために支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、雇用保険料、国民年金（控除証明書を添付）、介護保険料等がある場合。 ※給与や公的年金から天引きになっているものについては、控除は本人のみの適用になります。
小規模企業共済等掛金控除 第一種共済掛金や確定拠出年金掛金、心身障害者扶養共済掛金がある場合。
生命保険料控除（表1） 本人や生計を一にする親族のために支払った生命保険料、簡易保険料、個人年金保険料などがある場合。保険会社等から発行される証明書の添付が必要です。
地震保険料控除 （控除上限25,000円） 損害保険契約等について、支払った地震保険料や旧長期損害保険料などがある場合。保険会社等から発行される証明書の添付が必要です。 ◆地震保険料…支払保険料の1/2（最高2万5千円） ◆旧長期損害保険料…①5,000円以下の場合：支払保険料の金額 ②5,001円以上の場合：支払保険料×1/2+2,500円（最高1万円） ※一つの保険契約に地震保険と旧長期損害保険の両方が含まれている場合、いずれか一方の控除しか受けることができません。また、所得税とは控除額の計算式が異なります。
同一生計配偶者・配偶者控除（表2） 令和6年12月31日現在、本人と生計を一にする合計所得が48万円以下の配偶者がいる場合（内縁関係や青色・白色専従者は除く）。本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合はその所得金額に応じた配偶者控除額が適用されます。 ※合計所得1,000万円超の場合でも忘れずに配偶者欄をご記入ください(扶養人数の算定に使います)。
配偶者特別控除（表2） 令和6年12月31日現在、本人の合計所得が1,000万円以下で、配偶者の合計所得が48万円超133万円以下の場合。本人の合計所得に応じた配偶者特別控除額が適用されます。
扶養控除（表3） 令和6年12月31日現在、本人と生計を一にする合計所得が48万円以下の親族がいる場合（内縁関係や青色・白色専従者は除く）。 ◎日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける方は、親族関係書類及び送金関係書類※等の添付が必要です。 ※親族関係書類とは、国外居住親族の氏名・生年月日及び住所の記載がある外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類。送金関係書類とは、金融機関が発行した送金依頼書やクレジット利用明細書など。いずれも当該書類が外国語で作成されている場合は翻訳文を添付してください。
障害者控除（表3） 令和6年12月31日現在、本人、同一生計配偶者、その他の扶養親族が障害者である場合。 ◎特別障害者……身体障害1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害1級の方など
ひとり親控除（表3） 令和6年12月31日現在、婚姻歴や性別にかかわらず、同一生計である子（合計所得48万円以下）を有する単身者で、合計所得が500万円以下の場合。
寡婦控除（表3） ※ひとり親控除が適用されている場合は対象外となります。 令和6年12月31日現在、夫と死別している方、または夫と離婚していて合計所得48万円以下の扶養親族がいる場合。いずれも本人の合計所得が500万円以下の場合に限ります。
勤労学生控除（表3） 令和6年12月31日現在、本人が大学、高等学校等の学生で、合計所得が75万円以下であり、かつ給与所得以外の所得が10万円以下の場合。
基礎控除（表3） 本人の合計所得が2,500万円以下の場合。

表2 配偶者控除額および配偶者特別控除額一覧表

※()内は所得税値。()なしは市民税・都民税と同額。

		控除を受ける本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者 控除	一般	33 (38)万円	22 (26)万円	11 (13)万円
	老人配偶者(昭30.1.1以前生)	38 (48)万円	26 (32)万円	13 (16)万円
配偶者 特別控除	配偶者の合計所得金額			
	48万円超 95万円以下	33 (38)万円	22 (26)万円	11 (13)万円
	95万円超100万円以下	33 (36)万円	22 (24)万円	11 (12)万円
	100万円超105万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
	105万円超110万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
	110万円超115万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
	115万円超120万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
	120万円超125万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
	125万円超130万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
	130万円超133万円以下	3 万円	2 万円	1 万円
	133万円超	適用なし		

表3 扶養等控除額一覧表 ※()内は所得税値。()なしは市民税・都民税と同額。

控除の種類		控除額
扶 養 控 除	一 般 扶 養 親 族 (平21.1.2以降生を除く)	33 (38)万円
	特 定 扶 養 親 族 (平14.1.2～平18.1.1生)	45 (63)万円
	年 少 扶 養 親 族 (平21.1.2以降生まれ)	適用なし (※1)
	老 人 扶 養 親 族 (昭30.1.1以前生)	一 般 の 老 人 扶 養 38 (48)万円
	同 居 老 親 等	45 (58)万円
障 害 者 控 除	普 通 障 害 者	26 (27)万円
	特 別 障 害 者	30 (40)万円
	同 居 特 別 障 害 者	53 (75)万円
寡 婦 控 除		26 (27)万円
ひ と り 親 控 除		30 (35)万円
勤 労 学 生 控 除		26 (27)万円
基 礎 控 除	控除を受ける本人の合計所得	
	2,400万円以下	43 (48)万円
	2,400万円超 2,450万円以下	29 (32)万円
	2,450万円超 2,500万円以下	15 (16)万円
	2,500万円超	適用なし

※1 控除額の適用はありませんが、市民税・都民税の非課税の判定や、児童手当などその他のサービスに影響する場合がありますので、該当者がいる場合は必ず申告してください。

③ 税額控除

【住宅借入金等特別税額控除】

平成27年～令和6年に入居した方で、所得税の住宅ローンの控除の適用がある場合に受けられます。

【寄附金税額控除】

令和6年中、地方公共団体（都道府県・市区町村）等へ2千円を超える寄附を行った場合に受けられます。

◎ふるさと納税ワンストップ特例を申請している方へ

市民税・都民税の申告または確定申告をすると無効となります。申告の際は申請されたふるさと納税ワンストップ特例寄附金を含めてご申告ください。
また、所得税分の控除も受ける場合は確定申告が必要となります。

＜市民税・都民税が課税されない方＞

① 均等割も所得割もかからない方

- ・生活保護法によって生活扶助を受けている方（令和7年1月1日現在）
- ・障害者・未成年（※）・寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方（※）令和5年度より当該1月1日時点で18歳未満の方

② 均等割がかからない方 前年の合計所得金額が、次のaまたはbの方

- a．本人のみ 45万円以下
- b．扶養親族あり 35万円×(本人+扶養人数)+31万円以下

③ 所得割がかからない方 前年の総所得金額等が、次のaまたはbの方

- a．本人のみ 45万円以下
- b．扶養親族あり 35万円×(本人+扶養人数)+42万円以下